

知財の広場

そのデザイン大丈夫ですか？

みなさんは、HPを作成する際、販促ポスターを作成する際にどんなことを気にしますか？

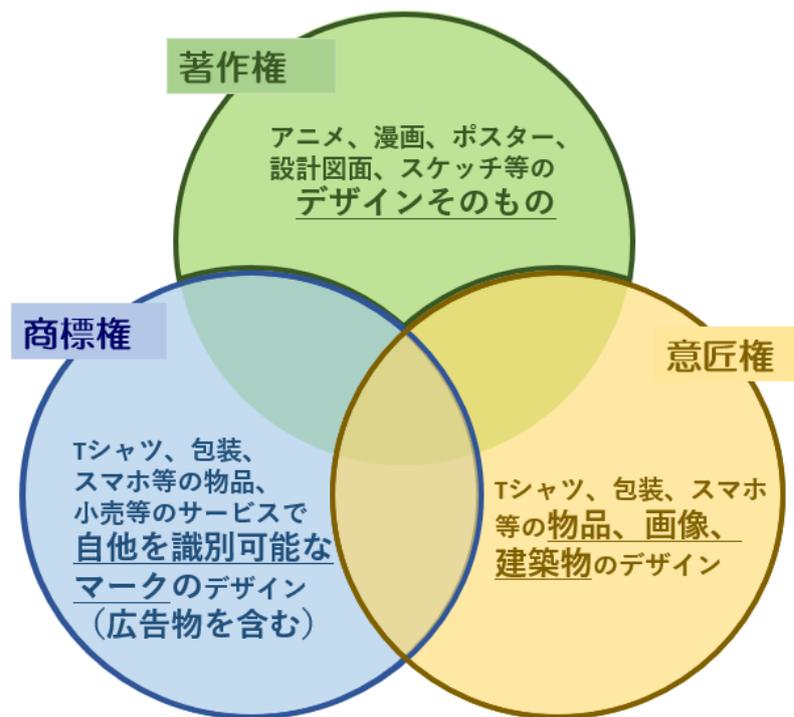
最初に思い浮かぶのは、著作権ではないかと思います。私たちにご相談があった場合、たとえば以下の観点で回答させていただいています。

ご参考になれば幸いです。

「著作権法」・・・第三者のデザインを元に作成していないか？

「商標法」・・・そのデザインでアピールしているマークが商標登録されていないか？

「意匠法」・・・そのデザイン、形状の意匠登録がないか？



著作権の場合は自身が独自に作成したデザインであれば、あまり気にする必要がありませんが、意匠、商標（特に商標）については、事前に調査されることを推奨いたします。

INPIT 滋賀県知財総合支援窓口 (TEL.077-558-3443) にご相談ください。

支援担当者 有元 幸郎